

●3月中旬に4月1日からの被保険者証を送付します

新たに職場の健康保険に加入する場合は、国民健康保険の資格喪失の手続きが必要です。詳しくは左ページの「健康保険の切り替えについて」の欄をご参照ください。

また、後期高齢者医療の保険証は7月中旬に送付予定です。



おもて



うら

■被保険者証の有効期限

有効期限は年齢により異なります。なお、他保険への異動・市外転出などにより、記載された有効期限前に使用できなくなる場合があります。ご注意ください。

①4月以降に70歳になる人

誕生日の前日の属する月の月末まで。

②4月以降に75歳になる人

誕生日の前日まで。

③退職被保険者証の人で4月以降に65歳になる人

誕生日の前日の属する月の月末まで。

④それ以外の人

平成27年3月31日まで
※①から③の事由で有効期限が年度途中の保険証の人には、有効期限までに新しい保険証を郵送します。なお、有効期限切れの保険証は無効となります。適切に処分するか窓口へご返却ください。後期高齢者医療の保険証の有効期限は7月末までです。

●健康保険の切り替え

職場の健康保険に加入している人が退職したとき、または国民健康保険に加入している人が社会保険などに加入したときは、健康保険の切り替え手続きが必要です。

国民健康保険は、ほかの健康保険の資格を喪失した日から加入となり、必ず手続きが必要です。無保険にならないよう早めに手続きを行ってください。

■職場を退職した場合

①任意継続をする

退職後定められた期間内（通常は退職後20日以内）に手続きをすると、引き続き2年間、保険を継続加入することができる場合があります。

詳しくは退職した職場や加入していた健康保険者（全国健康保険協会など）に確認ください。

②家族の職場の健康保険の扶養になる

家族の職場で手続きが必要です。職場にご確認ください。

③国民健康保険に加入する

退職後14日以内に、職場の健康保険の資格喪失証明書、または離職票など退職日が確認できるもの、認印を持参の上、本庁保険年金課、

または各支所保健福祉課で手続きを行ってください。



■国民健康保険の加入者が、社会保険などに加入した場合

職場から交付された健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証を持参の上、手続きを行ってください。（認印も必要です）

届け出をしないと国民健康保険税が課税されたままとなります。本庁保険年金課または各支所国民健康保険の窓口で手続きをお願いします。別世帯の人が手続きをする場合は委任状と窓口に来庁する人の公的機関発行の身分証明書（運転免許証など）も必要です。

問い合わせ

本庁 保険年金課
国保税一係
☎40・7272
FAX40・7390
または各支所保健福祉課

●国民健康保険証の「臓器提供意思表示欄」

証の裏表紙面には、臓器提供意思表示欄を設けています。

この欄は、臓器提供に関する個人の意思を尊重するために設けていますが、記入を義務付けるものではありません。

○臓器提供や意思表示等（記入方法など）の問い合わせ先

- ・公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク
フリーダイヤル
0120・78・1069
携帯から
03・6441・2791
- ・財団法人 佐賀県臓器バンク
0952・25・6101

※意思表示の内容を他人に知られないようにするためのシールを本庁、支所の国民健康保険窓口で配布しています。郵便での受け取りもできますので、電話などでご連絡ください。

平成26年度佐賀市国民健康保険および後期高齢者医療はり・きゅう・あん摩等施設利用証の送付

平成25年4月から平成26年2月までに「国民健康保険はり・きゅう施設利用証」または「後期高齢者医療はり・きゅう施設利用証」の証を利用した人には、平成26年度の利用証を3月下旬に送付します。なお、国保税（後期高齢者医療保険料）に未納がある人には送付できません。

■特定健診受診者は「あん摩等」の利用もできます

平成26年度から、佐賀市国民健康保険被保険者で特定健診を受診した人は、受診後手続きを行うと、「はり・きゅう」に加え、指定施設で「あん摩等」の施術も受けることができますようになります。

平成25年度の特健健診を今年2月までに受診した人には、今回送付する利用証に「あん摩等」が追加されています。

3月以降に健診を受診した人は、平成26年度の利用証が届いた後、本庁保険年金課または最寄りの各支所保健福祉課で手続

●就学で市外に転出する学生の保険証手続き（学生特例の申請）

就学のため住民票を市外に移す学生は、引き続き佐賀市の被保険者証を利用することとなります。

ただし、必ず申請が必要です。で、学生証、在学証明書、入学金または授業料の支払い領収書のうちいずれか一つを添えて、本庁または各支所の窓口で手続きを行ってください。

なお、国民健康保険被保険者証の交付後、学校を卒業、中退する場合は、資格喪失の手続きが必要です。



きすると、「あん摩等」の追加ができます。

なお、後期高齢者医療制度被保険者は健診受診の有無に関係なく全ての人にあん摩等が追加されます。

○手続きに必要なもの
被保険者証、印鑑

問い合わせ

本庁 保険年金課 給付係
☎40・7271
FAX40・7390
後期高齢者医療係
☎40・7274
FAX40・7390
または各支所保健福祉課